

事 務 連 絡  
令和5年4月6日

各〔（介護予防）福祉用具貸与  
特定（介護予防）福祉用具販売〕事業者様  
（指定都市及び中核市に所在する事業所を除く）

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

福祉用具貸与等における利用手続きの円滑化の更なる推進について

このことについて、厚生労働省老健局高齢者支援課他から別添のとおり事務連絡  
がありましたので送付します。

ついては、当該事務連絡の内容に留意し、適切にご対応くださるようお願いしま  
す。

〔 問合せ先  
在宅サービスグループ 木下  
電話 045-210-4824（直通） 〕